

令和3年5月17日

林業・木材製造業労働災害防止協会会長殿

基本的対処方針の改正等を踏まえた
職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月14日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が改正され、感染防止のための取組に「昼休みの時差取得」が追加される等、職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充が図られたところです（別添1）。

職場における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和3年4月26日付け及び令和3年5月10日付け厚生労働省労働基準局長通知により留意事項をお示したところですが、これらの事項に加え、「取組の5つのポイントを活用しましょう！（一部改正）」（別添2）を活用いただく等により昼休みの時差取得を実施し、会話をする際にはマスクを着用する等の飲食の場での対策について労働者に周知していただくとともに、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（一部改正）」（別添3）や「新型コロナウイルスに関するQ&A」（別添4）のほか、「建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止（新規）」（別添5）を活用いただく等により熱中症のリスクを踏まえた感染症対策に取り組んでいただくことについて、改めて、傘下団体・企業に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

